

会報

彩の国

平成30年1月 No.

168



埼玉土地家屋調査士会

土地家屋調査士倫理綱領

1. 使 命

不動産に係る権利の明確化を期し、
国民の信頼に応える。

2. 公 正

品位を保持し、公正な立場で
誠実に業務を行う。

3. 研 鑽

専門分野の知識と技術の向上を図る。

表紙写真...『台風の贈り物』(熊谷支部 松本真弓会員)

主人と友人がフルマラソン、私と娘で11キロ走に参加した北海道マラソン大会。台風が上陸していた北海道で地元の方も見たことがない虹に会えました。

年頭の挨拶	埼玉土地家屋調査士会 会長 高柳淳之助	2
	さいたま地方法務局 局長 石山 順一	3
	埼玉土地家屋調査士政治連盟 会長 関根 一三	4
	公益社団法人埼玉公共嘱託登記土地家屋調査士協会 代表理事 加藤 実	5
	顧問弁護士 ひらおか総合法律事務所 平岡 直也	6
黄綬褒章受章の栄に浴して	埼玉土地家屋調査士会 名誉会長 佐藤 忠治	7
誌上研修	研修部 次長 新岡 章司	10
新入会員紹介		13
支部だより		21
会務報告	四県連絡協議会	23
トピックス	スリーデーマーチ参加報告	30
	ゴルフ愛好会平成29年度中央大会	31
会員の動静		33
編集後記		36



年頭の挨拶

埼玉土地家屋調査士会
会長 高柳淳之助

皆様あけましておめでとうございます。

平成29年6月29日閣議決定された規制改革実施計画のなかに、不動産登記に関する個別実施事項がいくつか挙げられています。

1 不動産登記のデータ整備

これはいわゆる所有者不明土地の問題に対処するための「相続登記促進」への仕組み構築や具体的施策を検討措置するもの

2 不動産登記情報の公開の在り方

登記情報の公開の在り方を検討するもの

3 不動産登記情報等の行政機関間連携

それぞれの行政機関がもつ不動産情報・各種台帳等の情報連携・効率的運用をめざすもの

上記3項目いずれも、私たち土地家屋調査士にとって重要な案件ですが、中でも2番目の「不動産登記情報の公開の在り方」に注目してみました。

この項目の具体的な規制改革の内容は、以下の通りです。不動産データにおける登記情報の重要性に鑑み、個人情報保護に留意した上で、国民の利便性向上の観点から、情報範囲を限定した無償公開の可否を含めて登記情報の公開も在り方について検討し、所要の見直しを行う。所管府省は法務省で、平成29年度検討開始、平成30年度結論、とあります。

設問の中に「答え」が見えてくる、少なくとも設問者の意図がうかがえる、こういうことはよくある事です。そう考えて上記の内容をみると、次のような事が考えられます。

登記情報は有料で公開されており、インターネット利用で利便性は増している。その上で「公開の在り方」を検討しろと言うのなら、設問の

言葉を借りれば、登記情報を無償公開すべきだということになるのではないのでしょうか。ただし、個人情報保護に留意しなければならない。

個人情報に関しては、「法務省が所管する事業を行う事業者等が取り扱う個人情報の保護に関するガイドライン」に、「氏名・生年月日・住所及び電話番号のみならず、、、権利義務の得喪に関する情報、、、が含まれる」という記述があります。そうすると住所氏名・権利義務の得喪を除外する、つまり甲区・乙区を除外して無償公開すべき、要するに登記情報表題部を無償公開するように所要の見直しをなささい、という事になるのではないのでしょうか。

その答えは、平成30年度内に出てくる予定となっています。「時期尚早」となるかも知れませんが、ブロックチェーン(分散型台帳技術)を基盤とした新たな不動産情報データベースの構築が叫ばれている現在、登記情報表題部の無償公開は既定路線であり、時間の問題であると思えてなりません。

平成30年を迎えるにあたって、土地家屋調査士として、どう向き合い考えていくのか、何らかの情報発信をしなければならないと思っています。

表題部情報は、「地租徴収」から「権利の客体を明確にするもの」に進展し、さらに現在では、「社会資本としての不動産」の維持管理という視点も要求されるようになっていきます。その観点から言えば、登記情報表題部の無償公開は望ましいと思えます。とにかく前向き、プラス思考で取り組んでいけたらと思います。ご意見をいただけたら幸いです。



年頭の御挨拶

さいたま地方法務局
局長 石山 順一

新年明けましておめでとうございます。

埼玉土地家屋調査士会会員の皆様に、謹んで新年のお慶びを申し上げます。

また、平素から不動産の表示に関する登記を始めとする法務行政の適正かつ円滑な運営につきまして、特段の御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

昨年も、7月の九州北部豪雨を始め台風や大雨等による災害が埼玉県を含め全国の至る所で発生しました。地球温暖化による影響とも言われていますが、台風の勢力や降雨の激しさが年々威力を増しているように思われてなりません。地震、台風、豪雨等の自然災害は、何時、全国のどこで発生しても不思議ではない状況となっていますが、今年こそは大きな災害のない一年であってほしいと願っています。

さて、最近では、いわゆる所有者不明土地問題が報道でも大きく取り上げられるなど深刻な社会問題となっています。昨年6月9日に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2017」に、この所有者不明土地問題の解消に向けた各種の方策が明記され、この問題が政府の重要課題とされています。所有者不明土地問題の原因の一つに相続登記がされていない土地が数多く存在することがあると指摘されており、一昨年から、埼玉土地家屋調査士会、埼玉司法書士会及び法務局の三者が連携して、相続登記を促進するための市町村への働きかけなど様々な広報活動に取り組んでいるところです。また、昨年5月29日から法定相続情報証明制度が開始されましたが、その前日には、さいたま新都心駅近くの商業施設においてPRイベントを開催するなど、新制度の周知と相続登記の重要性を国民に広く周知することができました。これもひとえに埼玉土地家屋調査士会及び会員の皆様の御協力のたまものであり、この場をお借りして感謝申し上げ

げます。所有者不明土地問題の解消に向けた相続登記の促進は、登記制度の信頼にも関わる大変重要な取組であり、今後とも両会と連携して取り組んでいきたいと考えておりますので、引き続きの御協力をよろしく申し上げます。

また、登記所備付地図作成作業は、現在、平成27年度を初年度として策定された「大都市型登記所備付地図作成作業10か年計画」に基づき、所沢市東町、御幸町、有楽町地区等において実施しているところです。登記所備付地図の整備は、いわゆる「骨太の方針」に2004年以降毎回盛り込まれており、その重要性が各方面に広く認識されています。法務局の表示登記における最重要課題として取り組んでいく必要がありますので、地図作成作業についても引き続きの御協力をよろしく申し上げます。

さらに、筆界特定制度につきましては、平成18年1月の制度創設以来、出件数も高水準で推移しており、同制度は国民の間で定着してきているといえます。今後は、昨年12月に法務大臣指定十周年を迎え、盛大に記念式典が開催されました裁判外紛争解決手続機関である「境界問題相談センター埼玉」とも連携を密にして、筆界特定制度が国民にとって一層利便性の高いものにしていく必要があると考えております。

そのほか、表示に関する登記の適正処理、オンライン申請の利用促進についても、埼玉土地家屋調査士会とも意見交換等を実施しながら取り組んでいきたいと考えていますので、会員の皆様には、引き続き法務局の各種業務への御協力をお願いいたします。

最後に、埼玉土地家屋調査士会のますますの御発展と会員の皆様の御健勝、御多幸を心から祈念いたしまして、私からの新年の挨拶とさせていただきます。



新年のご挨拶

埼玉土地家屋調査士政治連盟

会長 関根 一三

新年明けまして、おめでとうございます。

埼玉会の会員の皆様におかれましては、心新たに新年をお迎えのこととお慶び申し上げます。また、日頃から政治連盟の活動にご理解、ご協力をいただいていることに改めて感謝申し上げます。

去年は、突然の解散総選挙がありました。その選挙前に民進党が、希望、立憲民主、民進と分裂するということもあって、誠に慌ただしい選挙戦になったことは、皆様の記憶に新しいことと思います。結果は自由民主党の圧勝で、立憲民主党が野党第1党となりました。政治連盟も慌ただしく対応に追われましたが、土地家屋調査士制度に理解と応援していただける方々を推薦申し上げ、9割の方々が当選致しました。当選した方々で自民党土地家屋調査士制度改革推進議員連盟に入会していない方々には、入会するよう要請してまいります。また、民進党、立憲民主党、希望の党、無所属の会の方々が土地家屋調査士制度推進有志議員連盟(2017.11.30発足)を超党派で立ち上げましたので、与党、野党の国会議員のパイプができたと思っています。また、埼玉県議会へは、各党のヒヤリングを受け、埼玉県への要望を行ったところであります。

さて、所有者不明土地については、去年は、各省庁や研究機関、有識者から問題提起がなされ、九州ほどの面積の所有者不明土地があると言われておりますが、初めに、政治連盟が豊田俊郎参議院議員(自民党、土地家屋調査士)にお願いし、

「所有者不明土地問題に関する議員懇談会」を設立(代表保岡興治衆議院議員)し、問題を提起したことから始まったと思います。法務省においても、相続がなされていない土地の調査や法定相続情報証明制度の法制化を行いました。

政府の経済・財政運営と改革の基本方針2017社会資本整備の中で、「所有者を特定することが困難な土地の有効活用に向け、必要となる法案の次期通常国会提出を目指す。さらに、中長期的課題(登記制度のあり方等)について検討を着手」とあって本年どのような法案が提出されるか注視し、私ども、土地家屋調査士が活用されるよう、お願いして行かねばなりません。また、登記制度のあり方等についても、我々に直接、間接に関係する制度でありますので、常に情報を取得するよう心がけていきたいと考えております。

政治連盟と致しましては、土地家屋調査士の日常業務での隣接土地所有者不明、戸籍の附票(5年間保存)問題、空き家対策問題、入札参加問題、報酬額等含めた、土地家屋調査士制度の発展と改革に取り組んで行く所存です。

今年の干支は「戊戌」(つちのえいぬ)で、戊(つちのえ)は土の性質を持ち、戌(いぬ)も土の性質を持つそうです。戊戌の組み合わせを「比和」と言い、勢いが増すと言われております。また、変化の年であるとも言われます。新しい年が、会員の皆様に取りまして、勢いを増し変化をうまく取り入れていく年になりますよう祈念申し上げます。新年の挨拶とさせていただきます。



新年のごあいさつ

公益社団法人埼玉公共嘱託登記土地家屋調査士協会

代表理事 **加藤 実**

新年明けましておめでとうございます。

皆様におかれましては穏やかな新春をお迎えることとお慶び申し上げます。

冬は星空がきれいな季節。凜と張り詰めた寒気の中で瞬く星々をいっそう煌びやかに見せてくれます。その中でもひときわ目立つのがオリオン座の三つ星、キトラ古墳の天文図にも描かれております。東の水平線に三つの星が垂直に並んで上がってきます。まるで海底・海中・海面とくぐり抜けてくる様に。東から上がった三つ星は天空を回転し水平な三つ星として西の水平線に沈み東西を示す重要な目印となっていたと考えられます。

日本神話の始まりでイザナギが黄泉の国から帰還後、海の底で身を洗い清めた時にソコツツノウ、海の中ほどで洗った時にトナカツツノウ、海面で洗ってウワツツノウの神々が生まれました。古代の人達にとって星は天球にあいた無数の穴、天球の奥行きが筒と考えたようです。星の神ツツノウを生んだ後、イザナギが左目を洗った時に誕生したのが太陽神アマテラス。右目を洗った時に月の神ツクヨミが生まれました。

神功皇后の神話では西の百済へ向かう時、東の大和へ帰る時に船団を導いた星としてオリオンの三つ星は知られており、航海の神とされた大阪の住吉大社の主祭神は、「底筒男」「中筒男」「表筒男」の三神を三つの本殿に祀っているとの事です。

さて、私たち埼玉公嘱協会は、昭和61年の設立から、官公署等が行う公共事業に係る用地取得等に当たり、所有権を始めとする国民の皆様財産権の安定に欠かすことが出来ない不動産の嘱託登記のお手伝いをしてまいりました。これからは先進各国においても高齢化社会の到来が確実であり対応する社会の構築に向けた基盤整備充実が求められます。先駆者として超高齢

化社会を迎える我が国による環境問題と調和し新しい科学技術を取り入れた強靱な国土にする施策の実現に注目が集まっております。公共事業の推進に伴い派生する嘱託登記は、将来にわたり国民に不動産取引の安心と安全を提供することであり「こなすのではなく、取り組む」ことであり品質の向上が要請されます。

更に私たちの使命であります登記所備え付けの「地図作成」についても、事業を尚一層促進するため、各方面より強力なご助力をいただき感謝申し上げます。地殻変動が起きても活用できる高精度でかつ現地復元性のある地図を、早期に日本全国に対し完備することを目指してまいりますと思っております。公共嘱託登記に係る受託事業はもとより、『筆界と地図の専門家集団』として総力をあげての不動産登記法第14条第1項地図等の地図整備促進事業・登記事務に関する情報提供事業・登記基準点設置事業・登記に関する『国民の権利の明確化に寄与する事業』に積極的に取り組み推進していく所存であります。明るい未来を築くため、持続可能で活力ある国土・地域づくりに少しでもお役に立ち続ける公益法人を目指します。今年の干支「戌戌」(つちのえ・いぬ)草木などが枯れ果て次の準備の年であります。自ら考え思案し積極的に実行し国民から愛され、信頼される公益法人となれるよう鋭意努力をし続けますので当協会所属の社員の皆様及び関係機関のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びとなりますが、皆様におかれましては国家の重要な経済基盤制度である不動産登記制度の一翼を担う私たち埼玉公嘱協会への更なるお力添えをお願いすると共に、今年一年ご健康で活躍されますことをお祈り申し上げ新年の挨拶とさせていただきます。



年頭の挨拶

顧問弁護士

ひらおか総合法律事務所 **平岡直也**

謹んで新年のお慶びを申し上げます。

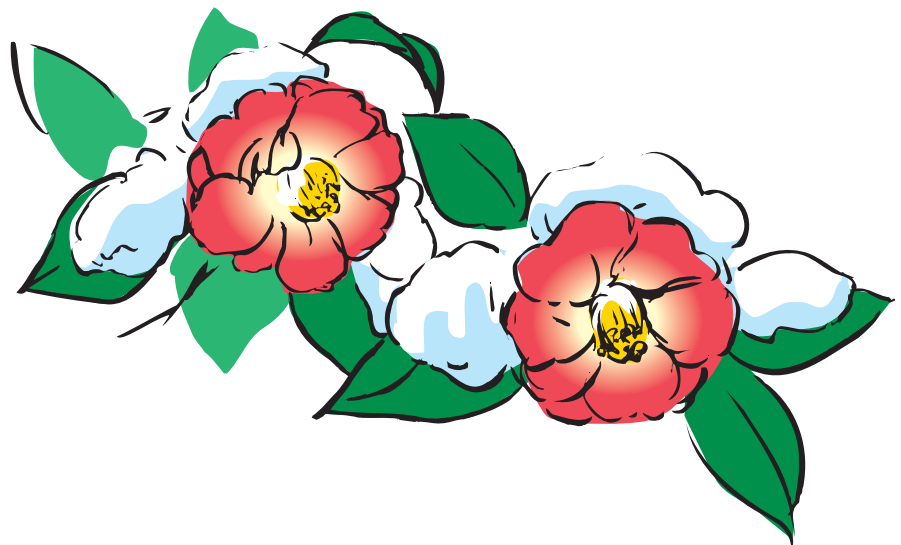
旧年中は格別のお引き立てを賜り、厚く御礼申し上げます。

私は、顧問弁護士として、埼玉土地家屋調査士会所属の先生方において生じた法律問題について、相談業務等を行わせていただいております。土地家屋調査士の先生方のご相談は、表示登記や測量に関する高度な専門的知識に触れることができ、私自身、大変勉強になり、日々の業務において良い刺激を与えてくれます。もっとも、相談の内容は、先生方の業務に関することには限られません。一般的な民事に関することなど様々です。また、相談方法は、私の事務所で行うものだけでなく、電話、ファクシミリ、メールで

も行わせていただいております。弁護士による助言によって状況が劇的に改善することはなかなかないのですが、それでも、複雑に絡み合った論点を区別し、各論点ごとに当事者の一方の利益と他方の利益との比較や軽重、当事者の一方がコントロールできる範囲や譲れないラインを示すなどして、問題点を整理していただけるよう心懸けております。

誠に微力ながら、少しでも先生方のお役に立てるよう努力してまいり所存でございますので、本年もよろしくご指導、ご鞭撻くださいますようお願い申し上げます。

皆様のご健康で幸多い一年でありますよう心よりご祈念致します。





黄綬褒章受章の栄に浴して

埼玉土地家屋調査士会
名誉会長 佐藤忠治

平成29年秋の国家褒章に際して、はからずも土地家屋調査士業務により、黄綬褒章受章の栄に浴しました。誠にありがたく、身の引き締まる思いでございます。

平成29年11月14日法務省にて褒章の記・褒章の伝達式が行われました。法務省関係者の伝達式には、10月20日法務省発表によると受章者147名、配偶者101名、参列者26名の合計274名が伝達式に参列となっております。出席受章者の内訳は、藍綬褒章(矯正関係)12名、藍綬褒章(保護関係)117名、藍綬褒章(人権関係)3名、黄綬褒章(民事関係)15名となっております。今回の法務省における黄綬褒章受章者は、司法書士7名、土地家屋調査士8名の受章でした。

伝達式は午後1時10分受付、午後2時10分開式でしたが、当日は、私自身は受章者代表の謝辞を申し上げることになっていましたので、その打ち合わせのために、午後0時15分までに法務省に入らなければなりませんでした。



所作等の簡単な打ち合せ、リハーサル等の後、式次第は(1)開式の辞、(2)国歌斉唱、(3)受章者氏名読み上げ(分野別)、(4)褒章伝達(分野別の代表受章者に伝達)、(5)法務大臣挨拶、(6)代表者謝辞、(7)参列者紹介、(8)閉式の辞の順序に行われ、厳粛な雰囲気の中無事に進んでいきました。

褒章伝達においては、土地家屋調査士8名を代表して、加藤幸男大阪会前会長が代表受章しました。当日は国会開会中の為、上川陽子法務大臣は伝達式に出席できず、山下貴司法務大臣政務官が代理出席され、法務大臣の挨拶を代読されました。代表者謝辞は褒章受章者147名を代表して、私が行いました。褒章の栄誉に浴した御礼、地域社会においてそれぞれの分野で務めを果たしてきた旨、盛大な式典の御礼、今後とも諸先輩方のご指導、ご鞭撻をお願いする旨等を内容とし謝辞を述べました。

数日前からの風邪声で少し聞き苦しい部分もあったかもしれませんが、同席した妻から後で聞いたところ、それほど悪くなかったといわれ、ホッとしました。山下法務大臣政務官が式典中始終笑顔であられ、私の謝辞に対しても、「法務大臣に伝えておきます」と小声で答えられたことが、印象的でした。

この代表者謝辞は各分野別に毎回輪番制で行っているものらしく、今年度は土地家屋調査士の順番ということで私に回ってきたということですが、しかも8名の中での代表で、こ

れも何かの「めぐり合わせ」と思っております。もし、来年度に私が受章することであれば、土地家屋調査士にその順番は来ずに、当然、私に代表者謝辞の順番がめぐって来ないでしょうから大変名誉な受章であったと感じております。それにしても、謝辞は2年前の法務大臣表彰の際、日本土地家屋調査士会連合会総会での表彰のとき以来これが2度目でした。これも何かの「めぐり合わせ」です。

伝達式閉式後、法務省職員により、受章者は褒章を胸に着用してもらい、皇居へ向かうことになりました。天皇陛下に拝謁する際には褒章を胸に着用していなければならないのです。生憎午後から小雨が降り始め、私のモーニング、妻の色留袖が雨に濡れないよう気を遣いながら法務省から皇居までバスで移動しました。法務省関係の受章者は8台のバスに分乗して皇居に向かうことになりました。幸い、法務省においても皇居においても屋根のあるところにバスを駐車し、乗降が出来たので雨に濡れることはありませんでしたが、屋根のある場所に移動する順番のために大変時間がかかりました。他の省庁の受章者の方々もバスで移動していたので、バスは一時的には20台以上もの渋滞となっていたのです。

皇居においては豊明殿に案内され、東側から入室し、西側から順に整列することになりました。受章者は西側から東側へ豊明殿の中央付近に7列に縦長に整列し、配偶者・随行者は南側壁面部分に、西側から東側へ縦長に整列し、受章者の周囲は約5～6メートル位(推定)の空間地域がもうけられていました。この空間地域を天皇陛下が歩まれるのです。

法務省関係のバスは遅く到着したので、豊明殿には、既に文部科学省、農林水産省、最高裁判所、環境省その他の関係省庁の褒章受章者が整列しており、その後方に、私たち法務省関係の受章者が並ぶことになりました。それでも、民事関係の受章者は1号車でしたので、法務省関係では一番先に豊明殿に入り整列することになりました。その結果、偶然にも、私は、天皇陛下のお立ち台の真ん前のしかも最前列に整列しました。

お立ち台までの距離は約5～6メートル位の位置でした。(私が感じた距離です)

天皇陛下がお出ましになるまでの間を利用して、宮内庁職員(官職は聞き漏らしたので職員としておく)により拝謁の説明、次いで豊明殿についての説明があり、この豊明殿は宮中晩さん会で使用される大広間だそうです。外観は、和風入母屋造りで中庭にむかって南面しており、豊明殿の室内面積は915平方メートルで、立食の形式で最大600名の席を設置することが可能で、壁面の絵はつづれ織りによる豊幡雲(とよはたぐも)(私は赤い夕焼けのような雲に感じた)の装飾がなされ、つづれ織りの大きさは縦4メートル、横6.5メートルの大きさであり、天井は、鳥取県産の杉板のパネルに覆われ、32個のクリスタル・ガラス製のシャンデリアが下がっている。床は杉山寧原画の手織緞通(敷物用の厚い織物)が敷き詰められていて、幅7メートル、長さ37メートルの緞通を3枚合わせたものが敷かれている、と説明を受けました。

その大広間に、およその数(私の推定です)褒章受章者約350名超とその配偶者、随行者約300名超の方々が整列しているように私には見えませんでした。

やがて西側の襖が開かれ、天皇陛下がお出ましになられましたので出席者全員が低頭してお迎えいたしました。天皇陛下は、お立ち台から、褒章受章のお祝いと、地域社会において、それぞれの分野においてその勤めをされていることに労いのお言葉をなされ、お立ち台からゆっくり降りられました。

私は、お立ち台の真ん前のしかも最前列での拝謁でしたので、ありのままの御姿を拝顔し、ありのままの御声を拝聴する機会に恵まれました。これも「めぐり合わせ」と思って大変な栄誉を受けたと感じているところであります。

お立ち台から降りられました天皇陛下は、受章者の周囲を笑顔でもってゆっくり歩まれ、各人の御顔をゆっくり、しっかりご覧になられ、一人一人を認識しているように思われました。

東の方へ歩まれ、東側壁面に整列されている

車いすの方々には特別にお声をかけられ、そこで南側へ歩まれ、今度は、南から西方向へ、配偶者、随行者と受章者の間の空間地域を歩まれ、西側から北側へ向かわれ、全員に一礼をしてお出ましになられた西側の襖に進み、お帰りになられました。約350名の受章者の整列を1周してお帰りになられました。その間は緊張の連続でした。誰も音を立てることもなく、息を殺したような静寂の中でかすかな靴音だけを聞いていました。受章者、配偶者、随行者は常に体の向きを天皇陛下に向かわせておりました。

理事を3期6年、副会長を3期6年、そして会長職を2期4年過ごしてまいりましたが、理事として会務に携わった時代は司法制度の変革期に当たり土地家屋調査士制度については、それまでのいわゆる護送船団方式から解放され、報酬規定が会則から削除され、不動産登記法が改正され、オンライン申請が可能となり、筆界特定制度が創設され、法務局へ提出する地積測量図が

大きく変わった時代でした。これらの変革は土地家屋調査士の社会的地位を大きく向上させることになりました。

これらの対応の為に少しでも会員に役立てばと思い、役員の皆様のご協力のもと会務遂行に励んだ結果、16年もの会務在籍となりその結果が、今日の黄綬褒章の受章につながったと思っております。これも司法制度改革との「めぐり合わせ」の結果と感じております。日本土地家屋調査士会連合会総会において議長職を執り行い、また別の年度においては選挙管理委員長をとして日本土地家屋調査士会連合会役員選挙事務を執り行いましたが、これもその時の「めぐり合わせ」によるものと感じております。

人生は些細な、またいろいろな「めぐり合わせ」により人生を織り成しているのだと感じるこの頃であります。今後の残りの人生もどのような「めぐり合わせ」があるかもしれないが、その時、その時の一期一会に感謝しつつ、その「めぐり合わせ」を大事にしたいと思っております。



筆界のようなもの

研修部次長 新岡章司

1998年に出版された清水義範氏著の本のタイトルに「パールのようなもの」というものがある。ちょうど20年ほど前の作品となるが、当時そのタイトルに魅かれ、本屋で平積みされているものをページもめくらずに表紙買った記憶がある。その後、氏の小説を題材に立川志の輔氏が作成した新作落語もあるようだから、ご存じの方も少なくないかもしれない。

「何々のようなもの」とは、新聞やニュース番組等でよく用いられる表現で、「確実な裏付けが無い、ハッキリとは解らない、でも、もし違っていたとしてもそう遠くないものだ」との含みを持っているものだとは勝手に思っている。

本の内容はともかく、「パールのようなもの」で「パール」ではないものとは存在するのだろうか？そして「筆界のようなもの」で「筆界」ではないものは存在するのだろうか？

少し話はそれるが、インターネットで検索すると、ゲーム「Half Life」で主人公の物理学者が武器として振り回す工具「クロウバー」が「パールのようなもの」と呼ばれ、これをポリウレタン素材で再現したアイテムを、キャラクターグッズ店が発売しているらしい。ちなみにお値段は3450円。つまり「パールのようなもの」は既に実在する。となると、今後、ニュース番組で「パールのようなもの」は、正確な意味では使いづらいことにはならないだろうか？と心配しているのは私だけだろうか。

さて、ここからが本題。調査士が主に扱うのが筆界。身近な境界には他に所有権界、占有界などがあるのはご存じのとおり。少し視野を広げれば、行政界、国境にまで世界が広がる。

いずれにしても地雷源であり、一歩踏み間違えると必ず紛争になることだけは間違いない。筆界については釈迦に説法となるので詳細は割愛するが、あえて大事な部分をあげれば、公法上の境界線であり当事者(所有者同士)の合意では変更しえないものとされている。

県の境界にわたる市町村の境界変更は、関係のある普通地方公共団体の申請にもとづき、総務大臣が定めることとなるらしい。埼玉県の場合、平成22年に行われた深谷市と群馬県太田市の境界線の変更がある。これらの申請または協議については、関係のある普通地方公共団体の議会の議決を経て行う。行政界も公法上の境界で、自治権者の法律にのっとりた手続きでのみ変更することができる。当然に当事者の合意では変更しえない。

国境についてはどうだろう。外務省のホームページによると、日本とロシアの国境は、1855年に結ばれた「日魯通好条約」で択捉島とウルップ島の間と決められ話し合いの中でロシアは「択捉島もロシアのものだ」と言ったが、日本は「択捉島は日本が開拓して、日本人が住んでいるので日本のものだ」と主張して、日本の意見が認められたらしい。この条約では、樺太についても話し合われ、けっきょく樺太は国境をきめないでおくこととなった経緯があるらしい。しかし、樺太での日本人とロシア人の争いがたえなかったため、あらためて国境について話し合うこととなった。そのころ、ロシアは樺太の開発にたいへん力を入れていたのだが、日本は樺太を開発する余裕はあまりなかった。そのため、樺太の開発をするよりは北海道の開発に力を入れることにして、樺太をロシアの領土とするかわりに、千島のウルップ島からシュムシュ島までを日本の領土とする条約を結んだ。この条約は1875年結ばれ、「樺太千島交換条約」と呼ばれている。その後、1904年に日本とロシアがともに朝鮮を自分のものとしようとしたことから対立して、日露戦争が起こり、1905年、戦争は終わり、日本とロシアの間で「ポーツマス条約」が結ばれた。この条約によって、日本はロシアから、樺太の南半分をゆずりうけた。1875年、日本はそれまでの日露混住の地とされていた樺太を放棄する代わりにウルップ島より北の「千島列島」をロシアから譲り受け、ほぼ現在に至る。国境も公法上の境界で、統治権者の

条約なり法令などにのっとりかたちの手続きでのみ変更していることに変わりない。日本には陸上での国境は無いので、そもそも当事者(所有者同士)での合意はありえないが、もしあったとしても、もちろん合意で変更することはない。

話が大きくなりすぎたので、筆界に話を戻すことにする。いろいろ境界について調べたが、その中で唯一所有権界だけはご存じのとおり、当事者の合意で変更しうる。この「合意で変更しうる」というところが実に悩ましい。

さてさて、筆界と所有権界はそもそも一致していたはずである。しかし、それがさまざまな経年変化によって不一致に至り齟齬を生じる。「筆界のようなもの」の登場である。

たとえば、過去に当事者の合意で土地の一部を交換、贈与、売買したりしているケース。しかもその当事者は既にその土地の所有者でなく、現在所有者はそういった過去の事実を全く知らない。しかし、なぜか調査士はそんな事実を見つけてしまう。こういったケースの場合、筆界と所有権界の間にある差は如何ほどまで分筆・所有権移転の手続きを経なくても許されるのだろうか？また逆に、如何ほどの差であれば積極的に分筆・所有権移転を依頼人に勧めるべきか。更に言えば、そんな土地の売買に際し、売主の担保責任はどうなるのだろうか？「筆界のようなもの」は筆界なのだろうか。それとも筆界ではないのだろうか？

いわゆる測量誤差の範囲内で筆界とすることに異論のある方は少ないであろう。では、誤差の範囲をほんの少々超えているときはどうであろうか。もちろん明確な答えなどはないと思う。参考までに裁判例を紹介し、紙上研修のむすびとする。

東京地裁平成21年3月24日判決 売主請求棄却、買主請求認容の事案

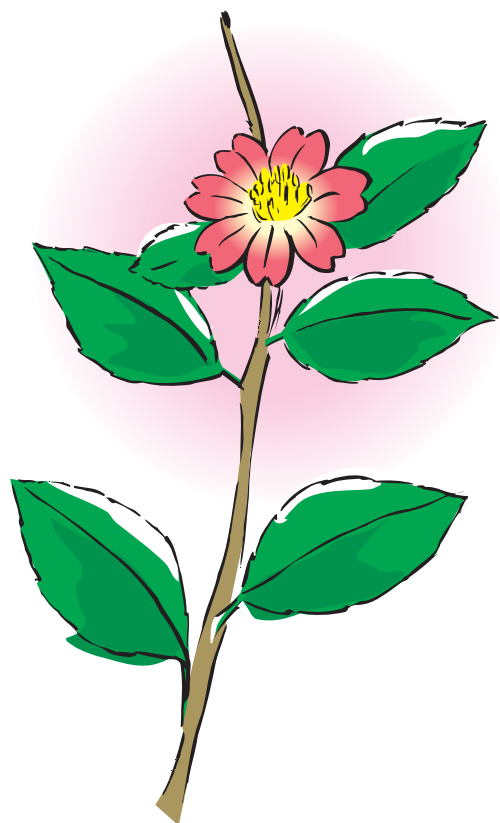
土地を売却した売主Xが、買主が決済期限までに代金を支払わなかったとして、契約解除による違約金の請求を行ったが、買主は、売買代金を支払わなかったのは同時履行の抗弁権を行使したものであるとして、売買契約を解除した上で、売主に対し違約金等の支払を求めた事案において、売主が隣地所有者らとの間で合意した公法上の境界と異なる境界線を、本件売買契約における境界線と扱うことは出来ないことから、売主は買主に対する本件土地の引渡義務を果たしたとはいえないとして、売主の請求を棄却し、買主の請求を認容した事例。

判決の要旨

売買契約の対象が土地である場合、表示登記に基づいた地番をもってこれを特定することが多いところ、これら地番ごとに特定される土地は公法上の境界ないし筆界(以下「筆界」という。)によって区画されるものであるから、このような場合に用いられる「境界」とは、本来、筆界を指すものと解される。かかる筆界は、国家が形成した公的な性質を有し、これを変更するには合筆・分筆等の手続きを行うことが必須であって、私人の合意等によって自由に変更することは出来ない。他方、筆界とは区別されるものとして、所有権などの私権の境目としての土地の境界を指す私法上の境界(以下「所有権界」という。)がある。かかる所有権界は、一筆の土地の一部について所有権が処分され、あるいは時効取得の完成によって、合筆・分筆等の手続きの無いまま変動することがあり得ることから、必ずしも筆界と一致するとは限らないし、法的ないし論理的には筆界と区別されるものである。しかし、所有権界は元々は筆界と一致していたし、一致することが望ましいと考えられる上、実際に一致する例も多いこと、法的にはともかく、一般にはこれらを明確に区別する考え方が普及しているとも言い難いことなどに照らすと、売買契約等にいう「境界」とは、本来は筆界を指すものの、筆界と一致するはずの所有権界をも併せて示す用語として用いられていることが多いものと解される。

売主が隣接地所有者等との協議をして境界について合意をしても、それは所有権界についての合

意であり、筆界を定める効力を有するものではないものの、上記のとおり、筆界と所有権界とは一致することも多いこと、仮にかかる合意によって定められた所有権界と筆界が相違していても、特段の事情のない限り、所有権界と筆界とに挟まれた土地は一方から他方へ譲渡されるとの暗黙の合意をしたものと認められることから(大阪高裁昭和38年11月29日判決)、隣接地所有者等との紛争予防に有効な方法として採用されているものと解される。ただし、売買対象物たる土地が、あくまでも筆界(あるいはこれと一致する所有権界)によって画される範囲の土地として特定されている以上、売主においては、筆界に一致する所有権界を合意することが予定されているのであって、買主の承諾があるなどの特段の事情のない限り、筆界とは明らかに異なる所有権界を合意し、売買対象物たる土地の範囲をいたずらに変動させることまで認められているものとはいえない。本件売買契約における「境界」の意義本件売買契約が、Xに対し、隣接地所有者等との協議によって所有権界を明らかにする方法によって境界を明らかにすることを認めていても、その範囲には自ずと限界があり、本来の筆界に沿った所有権界を合意することが予定されているといわなければならない。南側境界線を後退ラインとした場合、分筆登記を行わなければ、北側部分の所有権移転登記手続きを行うことも出来ないと考えられることからすると、かかるラインで合意することが売主たるXに与えられた裁量の範囲内で処理できるものであるとは言い難い。以上によれば、Xは、本件売買契約の売主としての本件土地の所有権移転登記義務の履行を怠ったものと認められる。



新入会員紹介

(今年度以前入会者)

初めまして



坂戸支部

鳴原 準二

初めまして。平成29年1月に入会しました鳴原準二と申します。

私は大学で機械工学を専攻し、卒業後は印刷会社へと就職しましたが、ひょんなことから試験に合格することができたため、土地家屋調査士の世界へ身を置くこととなりました。今までとは全くの畑違いであることから、試験合格の後も勉強の毎日です。

私の周りでは土地家屋調査士の知名度はゼロに等しく、何度説明しても「不動産売買のお仕事」になってしまうようです。

また、土地家屋調査士という名称に「土地」と「家屋」という言葉が含まれているので、まずは相談してみようという方もいらっしゃるようです。

「どこかにいいマンションはないかね」「街の不動産屋に行ってください」

「友達からマンションを買おうと思うんだけど」「所有権移転は司法書士の先生のお仕事です」

「この土地を宅地にしたら、税金はいくらになるのかしら」「詳しくは税理士か、市の税務課にお問い合わせください」

他の土業の質問もたくさんいただきます。さわり程度は回答できても、詳しい話は専門家に聞くようお願いしています。可能ならば、もっと踏み込んだ回答もできたらと思うのですが、

相談先をお伝えするにとどめています。

土地家屋調査士としての仕事でも、極力わかりやすい説明を心がけていますが、私の日本語が下手なこともあり、なかなかうまく伝えることができません。まだまだひよっこであることを痛感する毎日です。

今後とも精進してまいりますので、ご指導ご鞭撻の程、宜しくお願い致します。

.....

自己紹介



所沢支部

高鷹 尚登

はじめまして。平成29年1月10日に登録をいたしました所沢支部の高鷹尚登と申します。

私は測量専門学校卒業後、測量会社に入社し公共事業に伴う測量に従事しておりました。私の父は小さいながら測量会社を経営していた為、将来は私自身が父の会社を受け継いで行くのかな？と感じながら働いておりました。入社後10年間測量会社でお世話になっておりましたが、その間に測量技術や営業など会社経営をして行くのに必要な事を多く学ぶ機会を頂きました。

そんな中、父から測量士が足りないからそろそろ戻ってこないか？と話しがありました。自分は将来、父の会社に戻るつもりでしたので丁度良い機会かもしれないと思い、父の会社で頑張ろうと決断いたしました。父の会社へ入社し数年は売上也伸び喜んでおりました。

ところが時代なのでしょうが、景気が悪く税収の落ち込みは右肩下がりで公共事業費がどんどん減りこのままでは経営が行き詰まると悩んでいる時、他力本願ではなく自分で資格を取り生かそうと思い土地家屋調査士の勉強を始めました。すぐに飽きて投げ出す私でしたが、資格を取る決意は固かったです。土地家屋調査士を取る為に時間は掛かりましたが、今となっては時間がかかった分、調査士業務に役立っていると思っております。

調査士補助者の経験がない私ですが、1つ1つ丁寧に対応、そして自己研鑽に努めて行きたいと思っております。今後とも諸先輩方からのご指導ご鞭撻の程どうぞ宜しくお願い申し上げます。

自己紹介



大宮支部

榎本 憲嗣

初めまして。この度、平成29年3月に大宮支部に入会しました榎本憲嗣と申します。

私が土地家屋調査士という職業を知ったのは、以前運送業の仕事をしていた時に、なんとなく将来に不安を感じ、何か資格でもとっておかねばと考えました。資格の通信講座の広告で、どうせなら難しそうな資格に挑戦してみようと思ったのが、土地家屋調査士を知ったきっかけでした。まずは測量士補の勉強を始めたのですが、教材を見て数日で挫折。その後、持病の腰痛が悪化し、このまま運送業を続けていくのは困難になったため、もう一度土地家屋調査士に挑戦してみようと一念発起し勉強を再開。測量士補を取得し、とある測量事務所に時間の融通が利くようにアルバイトで入社。そして死に物狂いで勉強し何とか合格いたしました。

現在私は土地家屋調査士法人の事務所で働いていますが、補助者経験が全くないため、登録はしたものの毎日が勉強です。今後とも諸先輩方

のご指導を賜り日々精進してまいりたいと思っております。よろしく申し上げます。

自己紹介



上尾支部

神谷 侑一

平成29年1月に入会いたしました、上尾支部の神谷侑一と申します。よろしくお願い致します。

現在、事務所は北足立郡伊奈町というところに構えさせていただいております。生まれも育ちも伊奈町なので非常に居心地のいい環境で仕事をさせて頂いております。皆さまは伊奈町に関心をもたれたことが無いと思いますので、プチ情報を。

伊奈町は人口約4万4千人の全国では11番目に人口の多い「町」でして、町制施行記念公園にバラ園と呼ばれるものがあり、バラの町としてPRしております。5月にバラまつりたるイベントを開催しており、様々な種類のバラを鑑賞でき、夜間にはライトアップもされます。伊奈町でお仕事の際や仕事に疲れた時には、是非一度は足を運んで頂きバラの香りに癒されてください。

さて、私が土地家屋調査士を生業とする前は、総合建設業の現場職員として現場を監理・監督する立場でした。その会社に就職して新人研修後すぐに東北支店に配属され、それから7年間東北に住むことになりました。そして、忘れもしない2011年3月11日の東日本大震災。当時私は、仙台駅付近のビル内におり、とても強い揺れを感じたことを覚えております。震災後は、被災地の復興に微力ながらお手伝いをさせて頂きました。

その後、仕事を辞め、土地家屋調査士の試験に合格し、この業界に入った際に、被災地の復興という場面で土地家屋調査士が活躍していることを知りとても感激しました。ですが、その業務を作業するうえで解決していかなければならない様々な問題が浮き彫りになったことも知り

ました。所有者不明土地や相続未登記の土地等により復興が思うように進まない現状はとても辛いことです。東日本大震災の復興も含め、昨今の様々な災害で、そのような問題が国民の安全・安心及び不動産取引の安全の妨げとならないよう、土地家屋調査士として微力をつくしたいと思っております。ただ、まだまだ土地家屋調査士として未熟ですので、日々の研鑽を怠らず、一日も早く諸先輩方と同じ様に最前線で活躍できるよう頑張っております。

今後とも、ご指導ご鞭撻の程、よろしくお願い致します。

.....

土地家屋調査士として臨むこと



坂戸支部

高橋 徳之

坂戸支部の高橋徳之と申します。生まれ育ったのも現在の住まいもさいたま市ですが、ご縁があって坂戸市で登録させていただいております。

土地家屋調査士として仕事をしようになったきっかけは、不動産会社に勤務していたときに、何人かの土地家屋調査士の方にお会いする機会があり、仕事ぶりを見聞きしているうちに興味を持ったことです。それまでは、土地家屋調査士という資格があるということは大学時代に知りましたが、その程度の認識しかありませんでした。

しかしながら、転職していざこの仕事をやってみると、事件毎で変化に富み、更に奥深く興味が尽きないところがあり、面白いと感じております。また、この仕事は法律知識や測量作業・図面作成の技術も必要ですが、最終的には何よりも対他人(ひと)との対話が重要であると常々感じております。それはクライアントであり、筆界確認時の立会人であり様々で、ときにはこういった人との人間関係に辟易することもあります。己の人間力が試される試練と思ひ、真摯に取り組んでおります。中でも特に気をつけてい

ることは、倫理綱領にもあるよう公平な立場で、専門用語は極力使用せず、わかりやすい言葉で説明することを心掛けています。それでも、まだ至らないところがあり、お叱りを頂戴することも多々ありますが、今後の課題として次の現場で活かせるよう励みたく思います。

土地家屋調査士という職は、未だ一般の方には認識されていない印象を受けます。「測量士さん」「測量会社の人」等と呼ばれることには忸怩たる思いがないわけではありませんが、土地家屋調査士が必要とされ、社会に貢献していることへの矜持を自覚し、責務を全うしていきたいと思ひます。

最後になりますが、調査士会役員及び職員の皆様・会員の先生方には、常日頃よりお世話になっておりますが、今後ともよろしくご教授くださいますようお願い申し上げます。以上、ありがとうございました。

.....

自己紹介



上尾支部

本多 紳一郎

はじめまして、平成29年1月に入会しました上尾支部の本多紳一郎と申します。

私は工業高校の建築科を卒業後、測量会社に就職しました。ただ、測量といっても公共測量ではなく、学校や病院、マンションや工場、店舗などを建てるための建築測量(現場では墨出し)と言われる仕事をしておりました。建設現場の最初から最後まで携わる仕事で、約10m掘削した基礎工事で泥まみれになりながら作業したり、時には地上30mを命綱一本で鉄骨に乗り、建方調整を行ったり、外壁取付の位置出しやエレベーター・エスカレーター、階段の施工位置、窓、間仕切壁、トイレ等の内装工事、外構工事まで、職人さんが滞りなく作業できるよう現場にしるす作業を行っておりました。仕事も覚えてきて、現

場も任されるようになってきたのですが、今後の将来や実家の事、結婚といろいろ重なり、7年ほどその会社にお世話になりましたが、地元へ戻ることとなりました。その時期に、建築士の父から土地家屋調査士という職業があると薦められ、現在勤めている調査士兼建築事務所へ転職することとなりました。時にはやさしく、時には厳しく、ありがたく指導して頂き、測量士補取得後、土地家屋調査士を取得することができました。

それまでは、補助者としてサポートする立場だったのが、いざ、土地家屋調査士の登録をし、業務を行うようになりますと、自分の未熟さを痛感しております。勉強しながらの毎日です。

技術や知識、経験を学びご依頼者様、周辺地権者様の手助けが出来るよう努力し精進していきたいと思えます。

皆様方のご指導ご鞭撻のほど、今後とも宜しくお願い致します。

.....

感謝



坂戸支部

佐藤 耕一

平成29年2月から坂戸支部でお世話になっております、佐藤耕一と申します。

昭和47年3月学校法人国際学園東京測量専門学校を卒業。その後、土地家屋調査士事務所を経営する父の下で補助者として14年過ごし、昭和62年土地家屋調査士として独立し現在に至ります。測量専門学校同期のうち、お一人の方とは現在も消息を確認しております。同期の方がいらっしゃいましたら、是非ご連絡ください。

当時の教科で一番記憶に残っているのが、栃木県日光市での実習です。西武新宿線沼袋駅から電車を利用して日光駅まで、トランシットを背負いポール持参で向かったことを思い出します。三角点の山を間違えて登山してしまい、他の班に迷惑を掛けてしまったこと、下げ振りを忘

れて2度も山を往復したこと、観測結果が合わず再測を繰り返したこと等、算盤と対数表での計算でしたから死に物狂いの作業でした。おかげで少しは根性が養われたのかなと感謝です。

当時の登記所もすべてが手作業の時代です。分筆登記で筆数が多いと、登記簿用紙にタイプを打ち込み持参(協力)。閲覧も手作業の時代です。現地調査書が意にそぐわなければ手裏剣のごとく突き返されたものです。おかげで少しは文章も書けるようになったのかなと感謝です。

土地家屋調査士として今日までどれほどの方に迷惑を掛けてしまったのかなと思うとき、お一人お一人の方のお顔が思い出されます。立会いで胸ぐらを掴まれたこともあります。厳しさを教えられました。

励まして頂いた方もいらっしゃいます。真夏の暑い日、畑で測量していたときのこと、おばあちゃんが包丁を持って怖い顔で近づいて来ました、もうこれまでかと思腹をくくったところ、「暑くて大変だね」と畑のスイカを割ってくださるために出てきてくれたことを知り、安堵し同僚とその場に崩れ落ちてしまいました。そのときの笑顔とスイカの味は今でも忘れません。人の心に感謝です。

土地家屋調査士の諸先輩の皆様にも本当にお世話になりました。法務局地図作成作業では立会人の同意を得るため、わざわざ同行していただき無事に署名と押印を頂くことが出来ました。業務に対する対応方について、たくさんのご指導を頂き、お陰様で土地家屋調査士としての心構えを学ぶことが出来ました。感謝しております。

体調不良により三年間の療養後、皆様のご援助を頂きこのたび復帰することが出来ました。オンライン登記申請の時代、登記行政がどんな変化をもって未来へ向かうのか、見届けることが出来ればとわくわくしております。よろしく願いいたします。

.....

自己紹介



所沢支部

竹村 嘉洋

平成29年5月1日より所沢支部にてお世話になっております竹村嘉洋と申します。

私は今から8年前の26歳のときに土地家屋調査士事務所の補助者となりました。

事務所の先生から実務の基本を丁寧に教わり、補助者としての業務に従事する中で土地家屋調査士の資格取得への意識が強まり、平成28年度に合格することができました。

試験合格の際は、ひょっとしたら合格しているかもしれないが自信を持って解答できているかと問われると、そうではありませんでした。

そのため喜ばしいことでしたがどこか不思議な感じでした。

今思い返せば、試験中に迷いながら出した私の結論が概ね合格に値したのだとしみじみ思います。

何にせよ試験に合格するというのは通過点です。本当に大事なものはこれからだと身の引き締まる思いです。

土地家屋調査士としての実務を積んでいくということは迷いの連続であると思います。私の目指す土地家屋調査士像は、様々な迷いや不安と向き合って業務を行っていく中でときには諸先輩方のお知恵を拝借しながら一步一步、着実に焦らずに経験を積み上げていき、その結果としてご依頼して頂ける方の様々な要望に応えていけるようになることです。

土地家屋調査士の登録をして、やっとスタートラインに立っているような感覚です。この仕事や試験勉強を通して、理解を深めようとすればするほど知らないことやわからないことがたくさんあるのだと実感させられます。

これから先どれほど知識を吸収し、またそれを活かしてどれほどのお客様の要望に応え不動産の円滑な取引に貢献できるのか全く見当がつか

きませんが、謙虚な気持ちを忘れずに誠実に業務を励んでいきたいです。



自己紹介



上尾支部

山口 剛

はじめまして、こんにちは。平成29年5月に入会させていただきました山口剛(やまぐち 剛)と申します。花と人形のまち、免許センターがある鴻巣市出身、40才。節目の年に登録させていただきました。平成18年に結婚し、8才と4才の息子がおります。一応、今現在、私の妻もパートとして一緒に私の仕事を手伝ってくれております。

私は大学を卒業してから専門学校で測量を学んだあと、土地家屋調査士の勉強をしながら父の事務所で働き始めました。試験には合格しましたが、勉強したこと以上に、様々な業務があり、仕事の範囲も思っていたよりも幅が広いなと感じました。屋外の測量や立会、埋石作業等と、屋内での図面作成や書類づくり申請等の事務作業もあり、他の資格では味わえない魅力もあります。また、土地や建物を測量して登記したものが後世にわたり残ることに対して責任の重さもありますが、やりがいのある仕事だと思っております。

これから、土地家屋調査士として歩んでいく中で様々なことがあると思いますが、土地家屋調査士倫理綱領の1.使命 2.公正 3.研鑽 を忘れず、これから数十年一步ずつしっかりと歩んでいきたいと思っております。まだまだ未熟者ですが、皆様、ご指導ご鞭撻のほどよろしくお願い申し上げます。



自己紹介



秩父支部

濱田勝義

皆様初めまして。平成27年度の試験に合格後、平成29年7月3日に埼玉会に入会し秩父支部にて御世話になっております濱田勝義と申します。

「土地家屋調査士になれば、毎晩飲み歩いて好きなことを好きな時にやれるのでは？」正直に申し上げますと、私が最初に土地家屋調査士になりたいと思った動機というのがこれです。というのも、御存知の方もいらっしゃると思いますが、私の父も現役で土地家屋調査士をしております。そんな父の楽しそうな背中を度々見ていたからだと思います。それを大学在学中の進路選択のときに思い出していたのでしょう。

ところが大学卒業後、資格を取るためにこの業界に入り、いくつかの測量会社で修業をしているうちに、これは常に技術・知識の研鑽が必要な大変な仕事であり、父を始め調査士の諸先輩方の凄さを思い知ることとなりました。

そして、土地家屋調査士となり帰省しての現在。父指名の仕事がほとんどですが、営業の成果も少しずつ出てきたのか、様々なところの仕事もいただけるようになって参りました。

また、せっかく調査士になれたのだから、何かしら調査士という資格に対する貢献ができないか常日頃から考えております。土業と言われる職種の中でもそんなにメジャーとは言えない調査士。「調査士・・・探偵ですか？」と言われたことも何度かあります。そんなこともあり、自分が現場などで御客様等と接する際は「土地家屋調査士」という大きな看板を背負っている心持ちであります。

そして冒頭に上げた最初の動機について、今では、

「土地家屋調査士になれたのだから、様々な人と関わって(勿論お酒も飲んで)見識や仕事の幅

も広げていき、仕事を好きなことにしたい。そして調査士として社会に貢献したい。」

といったように変化していきました。

以上のように少し変わり者かもしれませんが、皆様のご指導ご鞭撻の程、今後とも宜しくお願い致します。



自己紹介



上尾支部

山下由利子

はじめまして、山下由利子と申します。

生まれは、東京都杉並区、小中学校は練馬区、高校は渋谷区、大学は三鷹市、勤め先は府中市と、東京西部に出没しており、現在は、埼玉県新座市に住まい、上尾市に通っています。

ずっと、プログラマーとして勤めていたのですが、このたび、長いブランクの後、上尾支部に、入会させていただきました。

入会后、間もなく、先輩方のプロフェッショナルな仕事ぶりを拝見させていただく機会にめぐまれました。凶面を一瞥して、パッと散って、どんどん進めていく技術力だけでなく、対人説得力というか、人間力のようなものを感じ、素晴らしいと感動すると同時に、もう残り少ない？人生を悔いなく過ごしたいと、思い切って、はじめてよかったと思いました。

先日、吉見百穴の近くで、測量実習をしました。田んぼに、白鷺が舞い、三脚に野良の子猫がまわりついて、なんと、のどかなと思ったのもつかの間、家に帰ると、急に寒くなり、凍えるような雨。あの野良の子猫を連れて帰らなかったことを後悔し、もう一度現地に帰って見ましたが、もう、どこにもいませんでした。寒さで、死んでしまったのだろうかと思やみましました。悔いなく思っているのになかなか、うまくいかないです。

写真の、耳を桜の花びらのようにカットした猫は、不妊去勢手術をした猫です。もう、増えま

せん。保護団体などが、管理しています。現場で見かけることもあるかと思います。保健所などに処分に持ち込む人がいますが、ガスを吸わせて殺すことはひどいことだと思います。ここでも、自分の非力を感じます。しかし、嘆いていてもしようがない。



ひとつひとつできることから、やっていこうと思います。

おたおた、ばたばた、このような私ですので、先輩方には、ご迷惑をおかけするかと存じますが、どうかご指導ご鞭撻のほどよろしくお願いたします。

.....

自己紹介



東松山支部

小林 征行

はじめまして、平成29年10月に東松山支部に入会させて頂きました、小川町在住の小林征行(こばやしまさゆき)と申します。

東松山支部をはじめ埼玉会の諸先輩方よろしくお願致します。

まず、私の自己紹介をさせて頂きますと、今では埼玉県で唯一の「村」となってしまった、東秩父村に昭和50年に生まれ地元の小、中学校を卒業し、高校は川越市にある某工業高校の機械科に入学しましたが、機械油が合わず機械関係は断念。そして池袋にある某専門学校の電子科に進みましたが、電気の複雑さに電気関係も断念。就職を考えていた時にたまたま東松山市の測量会社(土地家屋調査士事務所)の求人が目に留まり、機械 電気と来たから、今度は土木関係だと軽い気持ちで応募したところ採用して頂き、20歳より今年まで約22年間お世話になりました。

就職先の会社では、始めのうちは測量部隊におり、何も分からないまま現場を右往左往ばか

りしていましたが、先輩方に測量のイロハを教えて頂き、段々と仕事が楽しくなってきた頃に、先生(会長)の補助者として、調査士業務を命じられました。

これは当時、私の仕事ぶりが悪かったこともあり、教育の一環として先生と一緒に仕事をさせるという会社の方針だったと後々知りました。(笑い)

会社(調査士事務所)は東松山市内では老舗で、お客様には地元の大地主や昔からのお得意様があり、そのお客様方が、先生と楽しそうに会話し、信頼を寄せている姿の脇で仕事が出来たことは良い経験になり大変勉強になりました。そして自分もいつかはこの仕事で食べていきたいという目標が持て、40歳を前に試験勉強に励み、去年合格致しました。

今回、「私の目指す土地家屋調査士」としては、倫理綱領にある「品位を保持し、公正な立場で誠実に業務を行う」「専門分野の知識と技術の向上を図る」を念頭に置き、その上で人と話すことが好きな自分らしく、コミュニケーションを大事に「明るく丁寧な土地家屋調査士」を目指し、日々精進したいと思います。

.....

支部だより

飯能支部だより



飯能支部

野城 恵浩

坂口安吾の「安吾の新日本地理」の中に高麗神社が取り上げられています。趣味だったバイクに1時間以上またがって訪ねたのが、30年近く前の話です。縁あって、今では高麗神社から巾着田に向かって徒歩15分程の場所に事務所を構えています。ここで働いていることに対し、時間が経ってみればそれなりの理屈をつけて筋が通るようにすることもできるのですが、当時の私からすれば、想像もしない場所で、見たことも聞いたこともない仕事をしております。

文学部に通っていた私が当時よく手にした戦後派の作家たちは、戦争前後の価値観の転倒がもたらす、根拠なき空白を埋める作業に苦慮していたように見えます。安吾の「墮落論」の冒頭には「半年のうちに世相は変わった。醜の御楯といでたつ我は。大君のへにこそ死なめかへりみはせじ。若者達は花と散ったが、同じ彼等が生き残って闇屋となる。」とあります。昨日正しかった者が戦犯となり、忠君が闇屋となるわけで、時間が経ってみれば理屈がついても、当時は拠り所とするものさえ見つけにくかったのではないかと思います。私の状況は勿論、そんな大げさなものではないですが、ついつい重ねてみたくになります。

高麗神社の境内にある参拝諸名士芳名には太宰治、坂口安吾、檀一雄などの名前を見つけることができ、価値観の転倒の中でもものんびりこの田舎の神社を訪ねたのではないかと想像します。私も時折、休憩をここでとりますが、どこかでほっとし、時間がゆっくり流れていくような気がする、落ち着く場所です。

平成29年9月20日には天皇皇后両陛下も巾着田とここをご訪問されました。私の子が通う小学校では全校でお迎えをしたそうで、旗を持ってどれだけ待ったのかを不満げに話す姿が田舎臭く、笑ってしまいました。両陛下はどうだったのと聞けば、二人とも私に手を振ってくれたんだと自慢しており、思い込みだろうと心の中で突っ込みを入れながらも、すごいなぁと持ち上げれば、うん！と、まんざらでもなく喜んでおりました。

機会があれば皆さんもゆっくりとした時間を味わってみてください。



秩父支部の1年間



秩父支部

支部長 荻野康人

秩父支部の1年の始まりは4月の支部総会でしょうか。1ヶ月ほど前から総会資料や決算報告等の資料の準備をしてこの日を迎えるわけですが、役員としてはホッとすると同時に新たな1年に緊張もします。2年に1度は役員の改選がない年に懇親もかねて北部ブロック(熊谷、東松山、秩父)合同で温泉に1泊で行っています。最近は何香保が多いでしょうか。

秩父支部は月1回秩父市で行っている登記相談に司法書士会秩父支部と一緒に参加しています。毎年ローテーションを組んで行っていますが担当月により相談者が多かったり少なかったりしますが当番の会員の方はご苦労様ですが市民のためよろしく願いいたします。

さて、総会が終わり5月か6月になると北部ブロックのゴルフ大会があります。今年は秩父で雨と霧の中でしたが頑張りました。成績は相変わらずですが、この後支部活動としては特にありませんが、9月頃になってこれも2年に1度のことです。北部ブロックと本会役員との懇談会があります。本会と各支部の意見交換となる貴重な会合だと思います。今年は当支部が担当で

したので、普段秩父から出て行くことが多いので今回は秩父まで来ていただきました。懇親会では秩父産の地酒、ワイン、ウイスキーでおもてなしをしました。楽しんでいただけたでしょうか？

秋以降は支部研修をやることが多いのですが去年から司法書士と合同で法務局の登記官を招いて勉強会を行うようになりました。通常業務での疑問点の解消や要望等話せる機会ですのでみんな積極的に参加しています。冬になり秩父夜祭も過ぎ年も明けると司法書士と合同で新年会を行っています。普段一緒にお酒を飲むことが少ない司法書士の方との親睦をはかっています。この後は研修会などを行いつつ、また総会等の準備が始まり1年が終わるのです。

これが最近の秩父支部の1年間の活動です。他の支部はどうなのでしょう？

秩父は秩父でぼちぼちってんべー(笑)



会務報告

平成29年度

四県連絡協議会開催

総務部長 金子義和

平成29年10月15日(日)午後1時30分から群馬県吾妻郡草津町ホテル一井において群馬会・茨城会・栃木県会・埼玉会の4県の土地家屋調査士の代表者が集まり、四県連絡協議会が開催されました。

埼玉会からは、高柳淳之助会長、高橋修副会長、廣居英夫副会長、古賀新生副会長、金子義和総務部長、戸井田修財務部長、市川幸秀業務部長、高柳吉男研修部長、竹村博之広報事業部長の9名が参加し、総勢37名での協議会となりました。



司会・進行は群馬会吉野清明総務部副部長が担当されました。群馬会萩原澄之副会長の開会の言葉、当番会である群馬会佐藤栄二会長の挨拶につづき、茨城会菊池清次会長、栃木県会東野勝一会長、埼玉会高柳淳之助会

長の挨拶がありました。

出席者の紹介については、各会の総務部長が行い、各々自己紹介をしました。

次に、全体会議の座長の選出が行われ、群馬会佐藤会長が選出されました。佐藤座長が会議の方法についてはかり、昨年、一昨年と同様に5部の分科会に分け各々協議する。その後全体会議を行うことになりました。また、各分科会の議長及び全体会議での発表者は、群馬会の各部長が行うこととしました。

分科会は、会場内で分科会毎に机・椅子を寄せて行いました。各会の会長、副会長は各分科会

を廻り発言していました。各会とも疑問或は、抱えている問題が多く、解決方法の情報を得たい為、議論が白熱し、お互いの声を聴くのが困難なほどで、充実した有意義な分科会でした。

分科会終了後、佐藤座長の進行で全体会議が行われ、分科会の代表から協議の報告があり、参加者全員での質疑応答を行いました。

次年度の当番会である茨城会菊池会長からあいさつをいただき、群馬会齋藤副会長の閉会の言葉で終了しました。

協議会終了後、一旦休憩し懇親会になりました。懇親会の席次が分科会(各部)毎になっていたこともあり、協議会同様の情報・意見交換の場となりました。



総務部分科会では、群馬会総務部長が議長となり、群馬会総務部副部長も加わり6名、途中から副会長数名が参加しての会議となりました。

提案議題

1. 新入会員事務所等調査について 茨城会

茨城会では、新入会員の事務所調査は、総務部長が全て行っている所以他会の状況を聞きたいということでした。

事務所調査を行っていない会もありますが、埼玉会と同様に総務部所管で支部長に協力していただき実施しているようです。また、入会届に支部長の添え書きが必要な会もありました。名義貸し等の防止、適正な調査士業務ができるのかを把握する意味でも事務所調査は必要であるとの意見が多数をしめました。

2. 苦情処理の対応について 埼玉会

埼玉会より提案

埼玉会では、苦情の電話が多くその対応に苦慮しているため、埼玉会の苦情等の処理に関する規定を示し、初期対応とその後の処理について、他会の状況と対応をお聞きしたいと思いました。

事務局に電話があると、文書での提出をお願いし電話での対応は行っていない会。早い段階から顧問弁護士と協議し対応する会。栃木県会は、苦情処理委員会はあるが業務部の所管となっている。

苦情の件数が埼玉会より少ないようでしたが、その対応策には各会とも苦慮しているようで、この議題にかなりの時間を要しました。

3. 調査士手帳の購入とその利用状況について 栃木県会

調査士手帳を活用している会員が少ないため、会での一括購入の見直しを考えている為、他会の状況をお聞きしたいということでした。

埼玉会以外の3県は、会員全員分を会が購入している。

埼玉会では、会員個人が負担することになっていますが、支部でまとめて購入している場合もあると報告しました。

4. 常任理事の選任とその表記について 栃木県会

栃木県会より常任理事の選任方法をお聞きしたい。

各会とも、新役員への速やかな引継と会務の停滞が無いようにする為、新会長の下、早い時期に常任理事を選任している。早い会では総会終了後直ぐ、その日に常任理事は決めていたとの事でした。

栃木県会より、4県以外の会において、ホームページの役員紹介欄に常任理事の表記が無い会があるとの資料が提出されました。

5. 綱紀案件への対応について 群馬会

議題2「苦情処理の対応について」の際に、関連で協議したため省略しました。

財務部分科会報告

財務部長 戸井田 修

財務部会での議題は、主に以下の点でした。

- 会費値上げ
- 会費未納者への対応
- 源泉所得税の徴収

どの単位会も会員数が減少している中で、どうやら財政が逼迫する前に会費の値上げを検討し始めている会が出ています。群馬会では、比例会費を廃止すると同時に会費を引き上げた実績が報告され、他の財務担当者の注目を集めていました。

会費の未納者への対応について、各会から報告がされました。聴聞の実施、みなし退会などの実施状況が報告され、各会の事務局や財務担当者が一様に頭を痛めている課題であるようです。そのような中、一同を驚かせたのは茨城会からの報告で、原則として会費未納者がいる支部への支部交付金を「全額」停止する旨の規則が置かれているとのこと。支部交付金を停止されては支部の活動に重要な影響が出るため、支部からの働きかけで未納がほとんどないそうです。会員の多い支部では支部長や会計担当者に負担がかかることが想定されますが、支部と本会がいかに役割を分担すべきかという観点から、検討に値するものでした。(実際には当会でも、未納者が出たら支部長にやんわりとお願いすることはありますが...)

役員への日当を支払う際に、どのように日当を払い、どのように源泉所得税を徴収しているかについてリサーチをしましたが、計算方法は各会じつに千差万別で、なにが正解かわからないという結果でした。ただ、各会とも顧問税理士がいて、その税理士の見解としてこういう風に実施している、という自信のようなものが感じられました。当会でも顧問税理士をお願いすることになればありがたいことと思います。

おわりに、北関東・四県の財務担当者が共通の認識としている課題として、会員数の減少、特に若い会員が入ってこないことが口頭にのぼりました。事業の縮小化や会費値上げなど暗い話題になりがちですが、単位会が一団となって魅力ある単位会を作る、と同時に国民にも積極的に情報を発信するという努力も欠かせないのではないかと思います。

業務部分科においては、6つの提案議題がでておりました。

提案議題

1. 土地所有者不明問題への取組みについて【茨城会】

埼玉会としては、埼玉県空き家対策連絡会議に参加している旨、及び現在ハンドブックを作成していることを報告しました。群馬会においても、県主体の協議会に参加しているとのことでした。

2. オンライン申請促進・不動産調査報告書添付の周知方法について【茨城会】

茨城会においては、まだ調査報告書の添付がなく申請されている先生がいるとのことでした。新しい93条調査報告書にての添付についても苦労されているみたいです。埼玉会においては、ほぼ100%であることを伝えました。

3. 立会証明書の様式と立会証明書に含まれる個人情報の取り扱いについて【埼玉会】

各会に確認したところ、個人情報の取り扱いまで考えていないようです。

埼玉会で研究検討した結果を報告して頂きたいとの事でした。

4. 床面積算入不算入について【栃木県会】

多様なデザインの建物が建築されている現状を踏まえ、上階(2階等)の床面積に算入される階段部分の取り扱いについて、基本的な考えを事例で示した一覧図を資料として検討した。床面積算入・不算入事例一覧は、現在宇都宮地方法務局と協議中との事です。

5. 境界鑑定委員会の活動について【栃木県会】

埼玉会においては、委員会はない旨報告しました。

6. 官民境界立会要領について【群馬会】

官民境界確定について、対側立会の必要性及び問題点について協議した。

道路管理幅を確保する為、片面だけ決めてしまうと後に対側を確定する際道路幅を確保できなくなる。

問題点 1,対側地の境界を申請地側の都合で決めてよいのか。(対側は調査が不十分になる) 2,対側地立会確認業務においては、正式に市から業務委託されていないのに代理権はあるのか。3,対側地の境界確定に対する責任の所在はどこにあるのか。4,現在対側地の境界点は、申請地側の境界線に対して決めているが、筆界点でも曲点でもない箇所に設置して良いのか。5,対側地の境界確定作業により、当時者の費用負担が多くなる事について。6,対側地者は申請地側の境界について無関係の意識が強く、境界確定ができない確率が高くなる。

対側地の立会が必要な場合・立会者の署名押印についてなど時間がなく協議出来ませんでした。いずれにしても、行政においてやり方はまちまちである。

今回の分科会では、時間が足りなくなるほど盛り上がり、まだまだ検討課題は山積みですが、有意義な会となったことをご報告致します。

研修部分科会報告

研修部長 高柳吉男

今年の上四協議会は群馬会が担当ホストで「草津、一井ホテル」で開催された。今年も例年にならない各部(総務、財務、業務、研修、広報)に分かれ各県で予め提出された議題の協議を行った。

進行はホスト会である群馬会の平沢光芳研修部長が行い、茨城会の木村泰之研修部副部長、栃木県会の迫田栄治研修部長、そして私埼玉会研修部長の高柳吉男で協議が行われた。途中各階の副会長が視察形式に回ってきて意見を述べたり、黙って見守ったりしながら協議は進められた。

研修部は他の部と違い関プロの新人研修(幕張で2泊3日)があり集まりも多くそのため非常に仲間意識が高く最初からハイテンションに協議が行われた。

研修部の議題は

茨城会... 「会員研修会出席率向上について」、「単位会新人研修について」

埼玉会... CPDポイントについてと題して、「その是非」と「他士業会の研修に出席した時のCPDポイントは時間制にならないのか」、「講師の報酬額」

栃木県会... 「オンライン申請に関する研修とその利用促進」

群馬会... 「完全オンライン申請の実施に伴う研修について」

以上が議題として上がった。

まず、出席率について各会の出席率について話したところ群馬会、栃木県会は約60%の出席率に対して茨城会、埼玉会は30%そこそこ恥ずかしい出席率であることが分かった。また、埼玉会と同規模の神奈川県会などは近年50～60%であること、福島県会では半強制的な研修が行われているそうです。

対策として埼玉会は支部ごとの出席率の発表や現在はサテライト研修について検討中であること。群馬会は弁護士会と研修を行うこと、出来るだけ県の中央で開催することを心にかけている。栃木県会は1回目が会員の研修で2回目は公開講座を行っている。また、公開講座では会員だけでなく役所の職員にも参加してもらっているそうです。茨城会は特に目立ったことはしていないとのことでした。

出席率について群馬会、埼玉会は半強制的に入会してから3年間は追跡、以降は追跡しない。

茨城会、栃木県会は入会1年目のみで追跡はしないそうです。

講師については群馬会は県の職員に来て頂いているそうです。茨城会、栃木県会は関プロの新人研修の講師や日調連の講師一覧から選んでいるそうです。埼玉会は研修部で手作り研修と発表した。

出席率についてまずCPDポイントの公開について群馬会、茨城会は退場の管理が難しいので公表しないとのことでした。栃木県会は入退場ともバーコードで管理している。

埼玉会は入場のみバーコード管理と入退場の時間を記載する用紙を退場時提出する。

群馬会や茨城会から時間を誤魔化せるのではとか別の会員に提出してもらえるのでは等言われましたが、基本は会員を信頼している。と発表した。

出席率について全会一致にその研修会の主催者から証明書を貰う。でした。なお、貰えない場合は諦めるしかないが一致した意見でした。

について全会講師報酬についての規則等はない。外部講師(他士業等)、内部講師の金額について

群馬会...	外部	10万～15万	内部	3万～5万		
栃木県会...	外部	10万+	内部	1万		
茨城会...	外部	10万	内部	3万	他会	5万
埼玉会...	外部	10万程度	内部	3万程度	他会	5万

について全会とも約30～40%程度の利用率

栃木県会は現在もオンライン研修を行っている。また、支部ごとに利用率出している(20%～50%)
他3県はV30システム(完全オンライン化)まで静観状態である。

については同様、V30システム(完全オンライン化)まで静観。

議題が多く時間が心配されたがそこは研修部、要所要所を締め時間どおりに全ての協議を終了することができた。

広報事業部分科会報告

広報事業部長 竹村博之

広報事業部分科会においては、2つのテーマが出ておりました。

1. 各会の外部広報の実施状況について【茨城会、埼玉会】

(出前授業、他業種への講師派遣、無料相談会などの広報活動)

出前授業は各会取り組んでいて、中学生、高校生を対象に行っている。ただ、予算の関係上、毎年おこなっていたり、数年おきにおこなっていたりと様々です。他会では、ほぼ工業高校を対象におこなっており、栃木県会ではドローンを使った出前授業もおこなっているようです。茨城会では毎年3校の工業高校を対象に出前授業を行っているとの事でした。埼玉会は前年度、初めて中学生を対象に出前授業を行いました。他会は既に数回行っているということでしたので、とても勉強になりました。皆さんが、若い人たちに土地家屋調査士の認知度アップするためには地道な広報活動をしていくことが必要不可欠とっておりました。

他業種会への講師派遣については茨城会は仕事にもつながりがあるので宅建業に講師として会から派遣しているそうです。

マスコミを使った活動としては埼玉会は毎年行われている全国一斉表示登記相談会の広報として新聞に広告を載せていると報告しました。

茨城会も同様に新聞にのせているようです。群馬会は年始に名刺交換会の広告を新聞にのせているとのことでした。

埼玉会は昨年まで一般の方を対象にした公開講座を実施してきたことを報告したところ、他会は一般の方が参加できる無料相談会は実施しているようです。土地家屋調査士だけでなく、司法書士や行政書士等と合同で実施しており、埼玉会で実施しているよろず相談会と同様な感じです。

相談会の事前の広報活動に関してもチラシ等告知方法に皆さん悩んでおられるようでした。

会報に関しては埼玉会は年2回発行していると報告しました。

群馬会と茨城会は同様に年2回、栃木県会は年1回発行しているとのことでした。茨城会はその他に季報という活動報告を載せたものを年4回発行しているようです。四県共通しているのが内容がマ

ンネリ化してきていることが悩みの種だということでした。

広報グッズについては埼玉会は今年度、ネックストラップを作ったと報告いたしました。同様に作った会もありましたし、鹿児島県会で作ったクリアファイルを購入している会もありました。予算の関係でグッズを作成するのは難しいようです。

2. 空き家・災害対策への対応について【栃木県会、群馬会】

栃木県会は広報部が担当している。

栃木県は宇都宮支部が大きいのでそこが中心となって災害対策をまとめている。昨年、会長と副会長が災害対策の担当となり宇都宮市と打ち合わせをしたそうです。

群馬会は空き家に関してはプロジェクトチームを作って活動している。災害協定についてはこれから動きだすとの事でした。

群馬会は伊勢崎市と空き家協定を締結している。

茨城会は総務部が担当している。災害協定は茨城県と締結している。各市町村と締結するよう努力してくださいと言われている。

常総市の鬼怒川の氾濫の時は県から要請があって水害の家屋調査にあたった。

東日本大震災のときも、法務局からの依頼で滅失登記を職権でおこなうための公嘱協会に調査依頼がきたので茨城県公嘱協会で行った。

埼玉会は空き家、災害対策共に広報事業部が担当している。

埼玉会としては災害家屋調査員がいるので昨年以上の研修会を開催する計画があると報告しました。

総括

議論が盛り上がり、時間が足りなくなりました。

四県の広報担当部長の悩みは共通で手探りの状態から一般の方に向けてどのようにアピールしていくかが重要になってくると皆さん思っているようです。

とても勉強になり、有意義な会となりました。また、この後行われた懇親会では、旨い酒を酌み交わしながらの情報交換ができ、とても楽しかったです。

トピックス

スリーデーマーチに参加して

広報事業部 松本真弓(熊谷支部)

平成29年11月3日(金)東松山市において、第40回記念大会日本スリーデーマーチに参加しました。晴天に恵まれ、埼玉土地家屋調査士会の会員と家族併せて97名で恒例の10kmコースをのんびり歩きました。

戸井田財務部長、高柳会長の挨拶に続き、毎年地元でお世話になっております吉野東松山支部長から挨拶がありました。その後、準備体操、集合写真の撮影を行い、さいたま地方法務局東松山支局をスタートしました。

昼食会場の森林公園をめざし、東松山名物焼き鳥を楽しみに参加者の皆さんは、楽しく歩か

れていました。昼食会場では、東松山支部の方たちが暖かいお接待をしてくれました。

普段お付き合いのない会員も楽しく談笑している姿を沢山見かけ、会員同士の親睦が図られた様に感じました。家族連れの会員も年々増えているように思い、家族の方々も一緒に楽しまれているようでした。

そして、埼玉土地家屋調査士会のフラッグを持って歩かれた皆さま、暑くても埼玉土地家屋調査士会のジャンパーを着て歩かれた皆さまのご協力により、素晴らしい広報活動にもなりました。



平成 29 年度 埼玉土地家屋調査士会 ゴルフ愛好会中央大会

広報事業部 尾崎博則

9月27日(水)曇り空のもと、ゴールド栃木プレジデントクラブにて、平成29年度埼玉土地家屋調査士会ゴルフ愛好会中央大会が開催されました。同クラブは、東OUT、東IN、西OUTの3コース27ホール。ジャック・ニクラウスが設計監修し、岩山と多くのバンカーを効かせた名コースです。カートからリアルタイムでスコアと順位が確認でき、スコア上位者及びカート同乗者のスコアも一目瞭然!最新のGPSナビの導入も雰囲気盛り上げてくれます。3カ所同時スタートにて、10組38名の参加者でゴルフを満喫いたしました。コンペ終了後、同クラブハウスにて成績発表・表彰式パーティを行い、お互いの健闘と活躍を讃えました。

女性会員も加わり和気あいあいとしたゴルフコンペでした。今回幹事をしていただきました東部ブロック幹事会の皆様、準備から設営まで本当にありがとうございました。

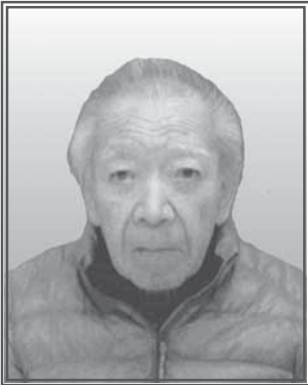
成績は以下の通り(ペリア方式)

優勝者	稲吉 和男 会員 (川越支部)
	グロス 90 ネット 70.8
準優勝	大久保啓介 会員 (草加支部)
	グロス 83 ネット 71.0
第3位	坪川 玲史 会員 (浦和支部)
	グロス 94 ネット 72.4
ブービー	市川 幸秀 会員 (川口支部)

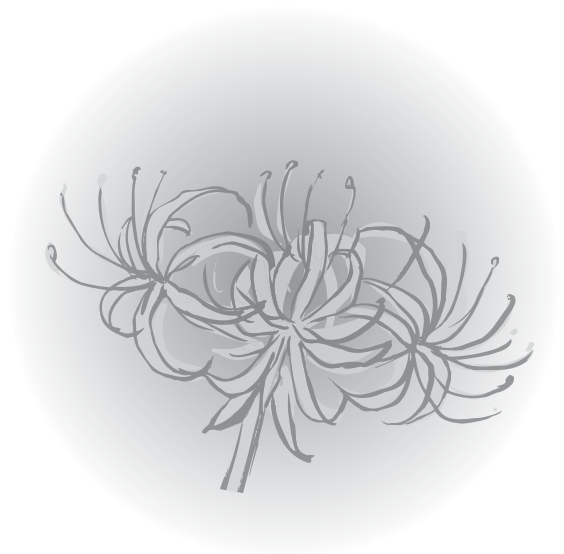


訃報

謹んでご冥福をお祈りいたします。



神山 實(76歳)
平成29年10月20日ご逝去
(浦和支部)



会員の動静

〔平成 29 年 10 月 2 日現在会員名簿からの変更〕

訂 正

支 部	登録番号	ADR認定 調査士番号	氏 名	事 務 所 所 在	事務所電話 " F A X
	会員番号				
P.39 大 宮	2496		池 田 智 昭	〒 339 - 0031 さいたま市岩槻区大字飯塚 325 番地 1	048 - 798 - 6812 798 - 6933
	2151				
P.100 東 松 山	2653		小 林 征 行	〒 355 - 0328 比企郡小川町大字大塚 716 番地 5	0493 - 74 - 5188
	2314				

追 加

P.127 ~ 129 役員委員一覧表

平成 29 年 10 月 27 日 理事会承認 役員・委員 追加

注意勧告理事 金子義和（上尾）

境界問題相談センター運営委員 竹村博之（草加）

70 周年記念特別委員 宮田精一（坂戸） 永田哲生（浦和）

佐藤忠治（川口） 古屋信和（志木） 小島壽三郎（草加）

入 会 者

支 部	登録番号	ADR認定 調査士番号	氏 名	事 務 所 所 在	事務所電話 " F A X
	会員番号				
P.49 上 尾	2654		酒 井 みどり	〒 364 - 0033 北本市本町三丁目 2 番地 2	048 - 591 - 4311 591 - 3212
	2315				

退 会 者

支 部	登録番号	氏 名	事 務 所 所 在	退会年月日
	会員番号			
P.16 浦 和	898	神 山 實	〒 338 - 0812 さいたま市桜区大字神田 215 番地	平成 29. 10. 20 死亡
	577			
P.20 浦 和	2627	三 倉 明 子	〒 330 - 0074 さいたま市浦和区北浦和 1 丁目 3 - 5 第 3 タナカビル 101	平成 29. 11. 30 退会
	2288			

事務所移転

支部	登録番号	ADR認定 調査士番号	氏 名	事 務 所 所 在	事務所電話 " F A X
	会員番号				
P.27 川 口	2306		戸 石 恵 一	〒 334 - 0059 川口市大字安行 214 番地 7	048 - 294 - 0123 295 - 0159
	1955				
P.80 所 沢	2636	1103006	佐々木 佳 苗	〒 359 - 1145 所沢市大字山口 226 番地 1	04 - 2925 - 8480 2925 - 8470
	2297				

事務所変更（町名地番変更）

支部	登録番号	ADR認定 調査士番号	氏 名	事 務 所 所 在	事務所電話 " F A X
	会員番号				
P.37 大 宮	2190		岩 田 康 二	〒 331 - 0078 さいたま市西区西大宮四丁目 48 番地 15	048 - 623 - 2657 623 - 2657
	1833				

事務所移転（P.70 草加支部から P.65 春日部支部へ）

支部	登録番号	ADR認定 調査士番号	氏 名	事 務 所 所 在	事務所電話 " F A X
	会員番号				
P.65 春 日 部	2554		宗 方 利 勝	〒 344 - 0046 春日部市上蛭田 22 番地 1 グランハイム関根第 2B - 103	048 - 763 - 7670 763 - 7670
	2212				

土地家屋調査士法人従たる事務所の廃止

	法人番号	支 部	法 人 名 称	社 員	事 務 所 所 在	廃 止 年 月 日
P.104	01 - 0006 - 03 - 0011	浦 和	土地家屋調査士法人 森事務所	佐 藤 秀 哉	〒 336 - 0017 さいたま市南区南浦和一丁目 3 番 23 号 102	平成 29. 10. 20

土地家屋調査士法人の解散

	法人番号	支 部	法 人 名 称	社 員	事 務 所 所 在	解 散 年 月 日
P.105	03 - 0014	坂 戸	土地家屋調査士法人 ミヤソク	高 橋 徳 之 武 藤 拓 也	〒 350 - 0216 坂戸市柳町 45 番 25 号	平成 29. 10. 31

土地家屋調査士法人社員の脱退

	法人番号	支 部	法 人 名 称	社 員	事 務 所 所 在	脱 退 年 月 日
P.104	01 - 0022 - 03 - 0005	草 加	土地家屋調査士法人 四門	宗 方 利 勝	〒 340 - 0022 草加市瀬崎二丁目 38 番 9 号	平成 29. 9. 14
P.104	01 - 0006 - 03 - 0011	浦 和	土地家屋調査士法人 森事務所	佐 藤 秀 哉	〒 336 - 0017 さいたま市南区南浦和一丁目 3 番 23 号 102	平成 29. 10. 20

土地家屋調査士法人使用人土地家屋調査士の雇用

	法人番号	支 部	法 人 名 称	社 員	事 務 所 所 在	事務所電話 " F A X
P.106	03 - 0008	大 宮	土地家屋調査士法人 メジャー	大 泉 潤	〒 330 - 0801 さいたま市大宮区土手町三丁目 106 番地 2	048 - 647 - 7091 647 - 7755

A D R 認定調査士 (平成 29 年 10 月 2 日認定)

支 部	登録番号	ADR認定 調査士番号	氏 名	事 務 所 所 在	事務所電話 " F A X
	会員番号				
P.33 志 木	2626	1203001	桂 木 毅	〒 352 - 0011 新座市野火止 5 丁目 1 番 7 号	048 - 479 - 4891 478 - 7486
	2287				
P.23 浦 和	2536	1203002	中 山 祐 介	〒 335 - 0022 戸田市上戸田 3 丁目 8 番 26-203 号	048 - 291 - 9257 291 - 9694
	2193				
P.76 川 越	2646	1203003	藤 井 教 之	〒 350 - 1142 川越市大字藤間 79 番地 28	049 - 244 - 8625 243 - 1973
	2307				
P.80 所 沢	2629	1203004	高 鷹 尚 登	〒 359 - 1144 所沢市西所沢一丁目 20 番 3 号 スレップ西所沢 201 号	04 - 2925 - 4350 2925 - 4354
	2290				
P.45 上 尾	2632	1203005	神 谷 侑 一	〒 362 - 0806 北足立郡伊奈町大字小室 9467 番地	048 - 723 - 0101 723 - 0100
	2293				
P.86 坂 戸	2609	1203006	武 藤 拓 也	〒 350 - 0216 坂戸市柳町 45 番 25 号	049 - 281 - 8681 282 - 0971
	2268				
P.29 川 口	2633	1203007	市 川 友 博	〒 334 - 0005 川口市大字里 1191 番地 252	048 - 280 - 1516 280 - 1517
	2294				
P.39 大 宮	2483	1203008	金 子 孝	〒 330 - 0802 さいたま市大宮区宮町三丁目 18 番地	048 - 640 - 7760 640 - 7761
	2138				
P.61 越 谷	2625	1203009	仲 田 大 豊	〒 343 - 0845 越谷市南越谷 5 丁目 26 番地 6 コーポ YM203 号	048 - 971 - 8519 971 - 8538
	2285				

編 集 後 記

謹んで初春のお慶びを申し上げます。おかげさまで無事に会報「彩の国」168号の発刊となりました。

自分が理事に就任して広報事業部の担当となってから、早いもので本号が2冊目の発刊となります。まだまだ不慣れな中で新年に向けての編集作業は、広報事業部の仲間があってこそ成し得た事でもあります。また、高柳会長をはじめ、お忙しい中本号にご寄稿くださいました皆様に厚くお礼を申し上げます。

広報事業というのは自らの事業の動きのみならず、会全体を常に把握していなくてはなりませんし、それを会員の皆様に分りやすくお伝えして行かなければなりません。また、土地家屋調査士の知名度向上や今後の制度を守るためにも体外的な広報活動はとても重要な事業のひとつであり、変形自在で幅広い行動力と柔軟な発想力が求められる事業であると身をもって感じているところであります。昔から私は国語が苦手な文章力に欠ける面がある事とは思いますが、普通の業務とはまた違った一面を少しでも発揮できればと思っております。

任期満了まで頑張ってまいりますので、今後とも会員の皆様には広報事業へのご協力をお願い致し、私の編集後記とさせていただきます。

広報事業部担当理事 上尾支部 橋本敦史

新年明けましておめでとうございます。

会員の皆様には、広報事業にご理解とご協力を頂き深く御礼申し上げます。

昨年は、私事で恐縮ですが大変忙しい一年でした。そんな中での広報事業部次長という大役をいただき、正直務まるのか不安もありましたが、自分1人で行う事業ではないということ、私と橋本理事以外は広報事業部として2年以上の経験をもつ皆さんがおり、とても心強く感じております。

今年の自分に課題を設けました。それはプレゼン能力をつけることです。

広報事業部では、まだまだ実現していない企画がある事が分かりました。

それを1つでも実現していく為に必要なのがプレゼン能力と実行力だと思います。

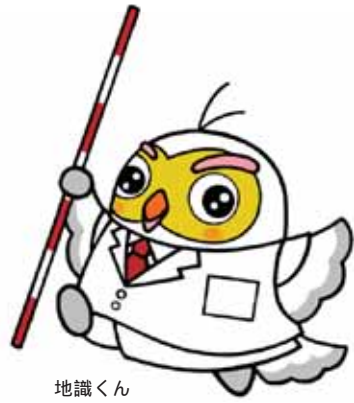
「前に進む為に、1歩前に踏み出す、なやんで立ち止まらない。」と自分に言い聞かせながら、本年もがんばってまいります。

広報事業部次長 吉原幸弘

広報事業部

廣居英夫	龜井郁臣
竹村博之	尾崎博則
吉原幸弘	吉澤寛
橋本敦史	長坂慎吾
朽原雅之	松本真弓
菊地浩	長沼健

発行日 平成30年1月
発行所 埼玉土地家屋調査士会
〒330-0063 さいたま市浦和区高砂4-14-1
電話 (048)862-3173
FAX (048)862-0916
ホームページ <http://www.saitama-chosashi.org/>
E-mail office@saitama-chosashi.org
発行人 高柳淳之助
編集責任者 廣居英夫
広報事業部長 竹村博之
制作 株式会社埼玉新聞事業社



地識くん